

【書き起こし】※榊註

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ
非常ノ措置ヲ以(もつ)テ時局ヲ收拾セムト欲シ
茲(ここ)ニ忠良ナル爾(なんじ)臣民ニ告ク

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ
其(そ)ノ共同宣言※ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

※共同宣言 →ポツダム宣言

抑々(そもそも)帝国臣民ノ康寧(こうねい)ヲ図リ
万邦共栄ノ樂(たのしみ)ヲ偕(とも)ニスルハ
皇祖皇宗※ノ遺範ニシテ 朕ノ拳々(けんけん)
措(お)カサル所※

※ 皇祖皇宗ノ遺範 →天皇家の祖先が代々受
け継ぐ規範

※ 拳々(けんけん)措(お)カサル所 →心におき
努めてきた

曩(さき)ニ米英二国ニ宣戦セル所以(ゆえん)モ
亦(また)

実ニ帝国ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾(しよき)ス
ル※ニ出テ
他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ如(ごと)キハ
固(もと)ヨリ朕カ志ニアラス

※庶幾スル →心から願う

然(しか)ルニ交戦已(すで)ニ 四歳(しさい)ヲ閱
(けみ)シ※

朕カ陸海将兵ノ勇戦 朕カ百僚有司※ノ励精 朕
カ一億衆庶ノ奉公

各々(おのおの)最善ヲ尽セルニ拘(かかわ)ラス
戦局必スシモ好転セス

世界ノ大勢亦我ニ利アラス

※ 閱シ →経過し

※ 百僚有司 →官僚・公務員

加之(しかのみならず) 敵ハ新ニ残虐ナル爆弾
ヲ使用シテ

頻(しきり)ニ無辜(むこ)を殺傷シ

惨害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル

而(しか)モ尚(なお)交戦ヲ継続セムカ

終(つい)ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス
延(ひい)テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ

斯(かく)ノ如クムハ

朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子(せきし)※ヲ保(ほ)シ

皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ

是(こ)レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシ

ムルニ至レル所以ナリ

※赤子 → 国民

※ 保シ → たすける。やしなう。

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟
邦ニ対シ

遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス

帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃

(たお)レタル者

及其ノ遺族ニ想(おもい)ヲ致セハ

五内(ごない)為(ため)ニ裂ク※

※五内為ニ裂ク → 五内=五臓 身が引き裂か
れる

且(かつ)戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙(こうむ)リ家業ヲ失
ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ
朕ノ深く軫念(しんねん)スル※所ナリ
惟(おも)フニ 今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ
固(もと)ヨリ尋常ニアラス
爾臣民ノ衷情モ朕善(よ)ク之(これ)ヲ知ル

※ 軫念 →心を痛める

然レトモ 朕ハ時運ノ趨(おもむ)ク所
堪へ難キヲ堪へ 忍ヒ難キヲ忍ヒ
以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲(ここ)ニ国体※ヲ護持シ得テ
忠良ナル爾臣民ノ赤誠(せきせい)ニ信倚(しん
き)シ※
常ニ爾臣民ト共ニ在リ

※ 国体 →天皇を中心とする秩序

※ 赤誠ニ信倚シ →偽りない心を信じ

若(も)シ夫(そ)レ情ノ激スル所
濫(みだり)ニ事端(じたん)ヲ滋(しげ)クシ※

或(あるい)ハ同胞排擠(はいせい)※互ニ時局ヲ
乱リ

為ニ大道(だいどう)※ヲ誤リ 信義ヲ世界ニ失フ
力如キハ

朕最モ之ヲ戒ム

※ 濫ニ事端ヲ滋クシ →むやみに事をこじらせ

※ 同胞排擠 →同胞同士排斥

※大道 →正しい道

宜(よろ)シク拳国一家子孫相伝へ

確(かた)ク神州ノ不滅ヲ信シ

任重クシテ道遠キヲ念(おも)ヒ

総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ

道義ヲ篤(あつ)クシ志操ヲ鞏(かた)クシ※

誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ

世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ

※志操ヲ鞏クシ →志をかたく守り

爾臣民其レ克(よ)ク朕力意ヲ体セヨ

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣 男爵 鈴木貫太郎

海軍大臣	米内光政
司法大臣	松阪広政
陸軍大臣	阿南惟幾
軍需大臣	豊田貞次郎
厚生大臣	岡田忠彦
国務大臣	桜井兵五郎
国務大臣	左近司政三
国務大臣	下村宏
大蔵大臣	広瀬豊作
文部大臣	太田耕造
農商大臣	石黒忠篤
内務大臣	安倍源基